

愛媛大学総合健康センター規則

〔平成18年4月1日
規則第 73 号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第31条第2項の規定に基づき、愛媛大学総合健康センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、健康管理に関する専門的業務を一体的に行い、愛媛大学(以下「本学」という。)の学生及び職員の健康の保持増進並びに安全衛生のマネジメント体制の強化を図るとともに、成果を還元することにより地域に貢献することを目的とする。

(部門)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに学生保健部門及び産業保健部門を置く。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健計画の立案に関すること。
- (2) 定期及び臨時の健康診断の実施に関すること。
- (3) 健康相談及び健康診断の事後措置等健康の保持増進について必要な指導に関すること。
- (4) 学内の修学環境及び労務環境の安全衛生管理並びに伝染病予防に関し、必要な指導及び援助を行うこと。
- (5) 健康支援に関する専門的調査研究に関すること。
- (6) 保健教育及び安全衛生教育に関すること。
- (7) 健康支援及び産業保健に関して地域貢献を行うこと。
- (8) その他第2条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 保健師及び看護師
- (4) その他必要な職員(以下「センター職員」という。)

(職務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 専任教員は、センターの業務を処理する。
- 3 保健師及び看護師は、センターの専門的業務に従事する。
- 4 センター職員は、センターの業務に従事する。

(管理機関)

第7条 センターの管理運営に関する重要事項は、国立大学法人愛媛大学役員会(以下「役員会」という。)において審議する。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの運営に関する必要な事項を審議するため、センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの専任教員
- (3) 各学部の専任教員 各1人
- (4) 総務部長、施設基盤部長、教育学生支援部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

3 前項第3号の委員は、当該学部長が推薦し、学長が任命する。

4 第2項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

5 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

6 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

7 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

8 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(センター長)

第9条 センター長候補者は、本学の専任の教授のうちから、役員会が推薦し、学長が選考する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命されたセンター長の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(専任教員)

第10条 センターの専任教員は、国立大学法人愛媛大学人事委員会の議を経て、学長が選考する。

(相談員)

第11条 センターに、相談員を置くことができる。

2 相談員は、精神衛生に関する相談に従事する。

3 相談員は、センター長が推薦し、学長が任命する。

4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命された相談員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(分室)

第12条 センターに、重信分室（以下「分室」という。）を置く。

2 分室に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、教育学生支援部において処理する。ただし、職員の健康管理に関する事務は総務部就業環境推進室で、労働安全衛生に関する事務は施設基盤部安全環境課で処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命される愛媛大学総合健康センター長は、平成18年3月31日現に愛媛大学保健管理センター所長である者をもって充て、任期については第9条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日現の愛媛大学保健管理センター所長の任期とする。

3 愛媛大学保健管理センター規則（平成16年規則第207号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は令和6年6月17日から施行する。